

国家賠償法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。</p> <p>② 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。</p> <p>この場合において、国の公権力の行使に当たる公務員に故意があつたときは、国は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、その公務員に対して当該求償権を行使しなければならない。</p> <p>③ 国は、第一項の規定によつて損害を賠償する責めに任ずるときは、遅滞なく、その損害に係る求償権について、その有無についての判断の結果及びその具体的な理由（求償権を有する場合であつて当該求償権を行使しないときにあつては、その旨及びその具体的な理由を含む。）並びに予防司法支援制度（国の利害に係るある争訟に関する法律問題について、法務省が、国の行政機関からの照会に応じ、法的見地から必要な助言その他の協力をを行う制度をいう。以下この項において同じ。）の利用の有無（予防司法支援制度を利用しなかつた場合にあつては、その具体的な理由を含む。）を公表しなければならない。</p>	<p>第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。</p> <p>② 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。</p> <p>〔新設〕</p>